

岬町新型コロナウイルス等対策行動計画（第2版） 概要（案）

目的

- ・新型コロナウイルス感染症対策の経験・課題を踏まえ、幅広い呼吸器感染症による危機にも対応できる社会を目指します。
- ・感染拡大を可能なかぎり抑制し、町民の生命及び健康を守ります。
- ・町民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組みます。

根拠

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条に基づく市町村行動計画です。

対象疾患

- ・新型コロナウイルス等感染症
- ・指定感染症：当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。
- ・新感染症：全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

発生段階の考え方

- ・準備期（発生前の段階）
- ・初動期（新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症が海外や国内で発生した段階）
- ・対応期
 - ・大阪府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・大阪府内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

計画期間

- ・令和8年度から
- ・政府行動計画および府行動計画にあわせて、おおむね6年毎に改定を行う。

岬町新型インフルエンザ等対策の各対策項目【7項目】

ポイント

- 👉 準備期、初動期、対応期に分けた取り組みとし、発生時に迅速に対応できるよう準備期（平時）の取組を充実する。
- 👉 感染状況に応じて、機動的に対策を切り替えられるよう対応期を分けて取組を変更する。
- 👉 平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等、情報発信を強化する。

対策項目	計画における主な取り組み			(参考) コロナ禍での対応
	準備期（平時）	初動期	対応期	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・府等と連携強化、実践的な訓練の実施 ・町行動計画等の作成 ・感染症等対策に携わる職員の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の設置検討 ・対策に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策に必要な人員体制強化 ・国の財源支援を有効活用し対策を実施 ・緊急事態宣言に基づき町対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部で情報共有、対策検討 ・業務継続計画の確認
情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への基本的対策等の情報提供・共有 ・患者等の基本的人権の尊重を啓発 ・府町間の情報連携を協議 ・コールセンター設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、府の取組について町民等へ情報提供 ・府町の感染状況等の共有 ・府と連携した患者支援 ・コールセンターを設置し町民に対する相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・府、近隣市町と連携し町民に対する情報提供を強化 ・府と連携した患者支援を継続 ・コールセンター等の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・町HPでコロナ情報の発信 ・広報無線による周知啓発 ・国の動向注視
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等にたいする基本的な感染対策の理解促進 ・学校や高齢者施設等での基本的な感染対策実施 ・感染防止対策に必要な物品の備蓄 ・水際対策として泉佐野保健所等と連携した取組や情報収集を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画等に基づく対応の準備 ・町民や施設等に基本的な感染対策を実施勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、府が示すまん延防止対策を実施し、感染拡大のスピードや抑制を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、府のまん延防止対策を回覧し啓発強化 ・マスク等備蓄 ・3市3町、保健所、りんくう総合医療Cで研修実施

岬町新型インフルエンザ等対策の各対策項目【7項目】

対策項目	計画における主な取り組み			(参考) コロナ禍での対応
	準備期 (平時)	初動期	対応期	
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 接種に必要な人員、会場、資材の確保等の接種体制の構築 ワクチン供給体制の構築 予防接種の意義や制度の仕組み、ワクチン情報等の情報発信 庁内関係部署との連携 予防接種事務のデジタル化等、DXを推進 	<ul style="list-style-type: none"> 国や大阪府の方針に基づき接種体制の必要な準備を進める。 医師会及び3市3町との協力体制の構築 人員、会場、資材の確保 町民等へ接種対象者やスケジュール、ワクチン情報の周知 健康被害救済制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 医療機関や接種会場へワクチンや必要な資材を供給 感染状況を踏まえた接種体制の拡充 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供 町民からの接種に関する相談に適切に対応する 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種実施 コールセンターを開設し、集団・個別接種ともに一元的な予約、ワクチン接種に対する相談支援を実施
保健	<ul style="list-style-type: none"> 保健活動に必要な人材の確保 保健師等を応援職員として泉佐野保健所へ派遣できるように取り組みを進める 関係機関との研修、訓練等を通じた連携体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、国や府が設置する相談センターの周知、情報提供について協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 府が実施する感染者の健康観察に協力する 府が実施する患者や濃厚接触者への生活支援に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員と連携した町独自の生活支援実施 感染者等からの健康相談に対応
物資	<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄し随時確認を行う 災害対策基本法の規定による物資や資材についても同様に行う 国、府の依頼に基づき消防機関への必要な支援を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行い、有事に必要な物資等を確保する 不足が見込まれる場合は、事業者と連携し必要量の確保に努める 物資の不足が生じている医療機関への支援準備等 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況を確認し、有事に必要な物資等を確保する 感染症対策の実施及び事業継続のため、必要に応じて庁内に備蓄品を配布する 	<ul style="list-style-type: none"> マスク、個人防護服の備蓄 医療機関等へ物資供給 職員へマスク配布 寄付物資の受入

岬町新型インフルエンザ等対策の各対策項目【7項目】

対策項目	計画における主な取り組み			(参考) コロナ禍での対応
	準備期 (平時)	初動期	対応期	
町民生活及び町民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民生活、町民経済に影響に関する情報収集を行うため情報共有体制を整備する ・ 有事の際の支援金交付等が迅速に行えるよう行政手続きのDXを推進する ・ 府と協力し、町の火葬能力、火葬体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続に向けた準備等の周知する ・ 事業者等へ有事におけるテレワーク、時差出勤等の感染症対策の推奨を行う ・ 生活関連物資等の買占めや売り惜しみが生じないよう町民や事業者に要請する ・ 一時的に遺体を安置する施設等の確保について準備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活物資の買占めや売り惜しみ、価格高騰がおきないよう町民や事業者に要請する ・ 新型インフルエンザ等のまん延防止の措置により生じるメンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育支援への対応を行う ・ 長期休校等の際の教育の継続に関する支援 ・ ごみ、し尿の収集・運搬、上下水道事業等、町民生活を安定に必要な事業の継続に必要な措置を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯給付、臨時特別給付等の実施 ・ 感染に備え食料品等備蓄について啓発